



スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2022年8月26日発行第137号



2013年にはじまった生活保護の大幅な引き下げに対して、多くの人たちが反対の声を上げています。全国で提起された「新生存権裁判」はこれまで勝訴が3、敗訴が9、京都では昨年9月に原告の窮状を顧みず、国の決定を追認する不当判決が出され、原告たちは控訴しています。

コロナ禍でも増えない生活保護の利用は、繰り返されてきたバッシングによるマイナスイメージの定着によるものです。生活保護が必要な時に普通に使えるものにしていくために、多くの市民にアピールする行動をおこないます。今年で4回目を迎える「生存権を求める京都デモ」にぜひご参加を！

10月2日(日)
14:00 京都市役所前 出発
四条河原町 終了

生存権を求める京都デモ 2022 実行委員会
Tel: 075-671-8484 fax: 075-671-8418
(JCIL 氣付 担当:小松)

職員紹介 40

職員自己紹介

- ① なまえ
- ② JCIL との関わりはいつから？
- ③ きっかけは？
- ④ どんな仕事をしていますか？
- ⑤ 大切にしていること・これからしたいこと

- ① 菅野 千景 (かんの ちかげ)
- ② 今年4月からです。
- ③ 友人の介助をお手伝いしていた時に働く事を勧められました。2015年にも一度面接に来ましたが家族や生活環境の事も時期尚早でした。
- ④ 食事作りや掃除などの家事全般の支援と外出、入浴等の生活の介助をさせていただいています。
- ⑤ 命と物を大切にする事です。使い捨てる時代にあって失われる物や事が多いと感じます。物も人も自分も大切にする事をしなければ、命の大切さを知る事ができないから。障がい・ジェンダー・生まれ故郷・肌の色や言葉など差別の対象は沢山溢れている中で「大切にする」事を忘れないようにしたいです。



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：岡山・春木

TEL : 075-682-7950 E-mail : jcil-kyoto@jcil.jp URL http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

滋賀県旧優生保護法情報公開請求訴訟

第11回公判の案内です。

一人でも多くの方の傍聴・ご協力をお願いします。香田



今までの裁判の経過

旧優生保護法による強制不妊手術が行われた経緯や詳細が書かれている資料を京都新聞社が滋賀県に対して開示請求しましたが、滋賀県からの開示資料は殆ど黒塗りで皆無に等しいものでした。裁判の中で滋賀県側は、個人を特定（医師や病院も含めて）出来るような情報は公開出来ないと主張しています。一人でも多くの被害者の救済、二度とこのような人権侵害を起こさないためにも情報公開が必要不可欠ではないでしょうか。

今回も引き続き、原告（京都新聞社）側の反論になります。

裁判傍聴と報告会の日時と申込方法について

日時：2022年9月13日（火）14時30分開廷

場所：大津地方裁判所本館 101号法廷

（本館ロビーにて1時間前に傍聴整理券が配布されます。多数の場合は抽選となります。）

大津地裁での傍聴が終わってから隣接する逢坂市民活動センター大会議室に於いて、当日の陳述・弁護団の主張・滋賀県の主張等、訴訟内容の報告をいたします。

新型コロナウイルス感染予防のため、定員がありますので参加予定の方は恐れ入りますが下記連絡先までご連絡ください。

☆車いすでの傍聴希望の方は、9月3日(土)までにご連絡ください。

☆情報保障（手話通訳・文字通訳など）が必要な方は、9月6日(火)までにご連絡ください。（尚、ご希望に添えないこともあります）

ご不明な点などございましたらお気軽にご相談ください。

報告会はオンライン配信を行いますので、参加希望の方は名前とメールアドレスを記入してメールで下記の申込先に申し込んでください。

後ほど、報告会参加のURLを送らせていただきます。

[裁判傍聴当日の情報保障のご協力をお願い]

報告会の時にオンラインで行うので、サポートして頂けるボランティアを募集しています。詳細は下記の申込先まで。

※申込先

村田恵子

携帯:090-8886-9377

Email: miyabi-kyotojapan@docomo.ne.jp

